

## 令和2年11月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令 和 2 年 11 月 26 日 午後 1 時 30 分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席    ☒欠席    ⊕遅刻    ⊙早退)	
☒ 1 番    伊藤 薫	○ 2 番    吉永 守	○ 3 番    柿山 享
○ 4 番    大久保 純三	○ 5 番    武部 文男	○ 6 番    大川内 満舎信
○ 7 番    松尾 奈津子	○ 8 番    田中 康	○ 9 番    崎田 隆
○ 10番    吉原 順穂	○ 11番    益本 徳市	○ 12番    梶山 達男
⊕ 13番    田中 晴美	☒ 14番    山本 鉄美	○ 15番    松永 敬資
○ 16番    藤川 吉生	☒ 17番    崎村 康子	○ 18番    瀬川 伸清
○ 19番    山川 重晴		
出席農業委員数    16名                      在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 松永 勝也    ○ 松瀬 義之
○ 大石 裕	○ 鈴立 企一	○ 百枝 純治    ○ 村田 勝美
○ 立山 義典	○ 早坂 勇	○ 松尾 和広
○ 川下 實	○ 吉田 政明	○ 北川 廣海
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 森田 俊行	次 長 辻田 三代子	係 長 田畑 徹二
主 査 桃田 忠邦	副主任 前川 祐樹	主 任 川村 和夫
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
11 番            益 本 徳 市	12 番            梶 山 達 男	

事務局長

皆様こんにちは。定刻を過ぎておりますので、ただ今から11月の総会を開会いたします。初めに今月の協議事項ということで挙げておりますが、今年には農業委員会法が改正されて5年目の年となります。その制度改正に伴い、今までの農業委員会の活動運営の課題となっていることについて、改善していくことを目的に全国農業会議所のほうから調査が行われることになりました。事前に皆様にお送りして確認いただいていると思いますが、その調査の回答につきましては、農業委員会の総会で審議をした上で提出をしてくださいとなっておりますので、後ほど協議をお願いしたいと思います。それともう1点、先月お渡ししています年金の加入推進の名簿に基づき、それぞれの地区を回っていらっしゃると思いますが、その他の項目で委員さんから報告をお願いしたいと思います。それでは会長の挨拶を受けまして11月の総会に入らせていただきます。

会長

皆様こんにちは。お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。農業委員会の研修ということで23、24、25日の3日間、石川県・福井県に行ってきました。今回はコロナの関係もありまして出席者が15名でございました。全体の約4割でした。コロナ禍ではございましたが、総会で決定されましたので実施したところでございます。今回の研修で1つは、こういう状況下にあって、どういう行動を取ってどういう対応をしているのかと私どもも見てみたいなというところでもございました。例えば、大阪府とか相当出ていますが人々がどういう対応をしているのか、どういう動きをしてどういう経済活動されているのか、そういう部分を見たいというのもありました。そして北陸に私も久しぶりに行きましたが、非常にどこの地方でも高齢化の中、担い手不足の中にあって、特に千枚田というところを見てきました。非常に厳しい状況の中でも知恵を出して、地域、そして行政が一体となって取り組みをされているというのは非常に感動したところでございます。千枚田は1団地1,004枚あったわけですが1枚の広さがどの程度の広さだと思いますか。畳1枚です。こんなところで何を作るのかとなりますが、実際行ってみたら稲2株が植えてあります。耕運機も入りません、トラクターも入りません、全部人力作業で1,004枚の田が全てそうでした。集落に10戸ほど農家がありますが、高齢化して通常であれば荒れてしまうようなところなんです。行政も入って地域の資源にしようということで、オーナー制度を導入したり地域のボランティア団体を入れたりして、すべて手作業で1,004枚の田でおおよそ6トンの米が採れるそうです。その米はオーナーに20キロ程度配布したり、地域の直売所で売ったりして、オーナーが400人くらい、地域の関係者も200人か300人くらいで運営してやっています。田植も耕耘もみんな手作業でお互い知恵を出して経営して、年間何万人という観光客も見える。だから、輪島市にとっても観光収入源ですよ。ですから補助金は出しています。いろんなお世話をしてLEDを

つけて夜はライトアップして観光収入も相当なものだろうと思います。だから猫の額のようなところでも地域の熱意で運営され、大きな観光資源になっている。地域の農地を守って資源を有効に活用しようという思いが非常に強いと思っております。

松浦地域の中にもこのような所がたくさんあります。田は資本です。持っている自分の資産をどう有効に使うかということが重要だと思います。だから農地以外のことも考えていかないと。行政機関が一体となって農業委員会が音頭をとって厳しい状況の中でも将来に向けて後継者が住む街づくりを考えていかなければならないと思います。特に今年はコロナ禍で取り組みが遅れたわけですが、来年度からいよいよ人・農地プランに入っていかなければなりません。そういう中において地域からはこんなところで何ができるのか、後継者もいないという意見も出てくるかと思いますが、皆様方が中心となってこういうことをやってみようとか、知恵を出して地域の活性化に取り組んでいただけたらと研修を通じて特に思ってきました。輪島市からも千枚田の保存の概要の資料をもらってきましたので、必要な方がいれば見ていただくしコピーしてあげても結構です。

それでは議案に入らせていただきます。本日の欠席委員は農業委員14番山本委員、17番の崎村委員、1番の伊藤委員と13番の田中晴美委員から遅刻の届が出ております。推進委員3番の安永推進委員、4番の岩木推進委員、10番の萩原推進委員、15番の紙本推進委員以上の方から欠席届が出ております。次に議事録署名人の指名をさせていただきます。11番の益本委員、12番の梶山委員の両名に本日の議事録署名人をお願いします。

それでは各種報告の方から入らせていただきます。

## 事務局

それでは、各種報告に入ります。総会資料1ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業報告でございます。令和2年9月2日に■■■■からあっせんの申し出があった分で、令和2年11月16日、上志佐公民館であっせん会を開催しました。相手方は志佐町柚木川内免■■■■番地■■■■、■■■■氏で種類は売買です。相手方がもう少し検討したいとの理由で、同日取り下げられております。

2件目は、令和2年10月13日に御厨町前田免■■■■番地■■■■、■■■■氏からあっせんの申し出があった分ですが、令和2年11月4日、御厨公民館であっせん会を開催し、1回で協議が整いました。相手方は御厨町木場免■■■■番地、■■■■氏で種類は売買です。11月9日に市役所で調印式を行っております。

3件目は、令和2年10月29日に志佐町横辺田免■■■■番地、■■■■氏からあっせんの申し出があった分です。種類は売買、対象農地は志佐町横辺田

免字[ ]番[ ]、の計2筆、地目は田、合計面積は[ ]平方メートルです。こちらについて、あっせん委員の決定をお願いいたします。

議 長 [ ]さんからあっせんの申し出が出ておりますので、あっせん委員を指名させていただきたいと思えます。地元の委員さんということで続けてとなりますが、横辺田地区ですから鈴立推進委員、百枝推進委員にお願いしたいと思えますがよろしいでしょうか。

あっせん委員 はい。

議 長 それでは、お二人にあっせん委員をお願いいたします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について、ご説明いたします。貸人：[ ]氏、借人：[ ]氏、農地の所在は志佐町里免字[ ]番[ ] 地目は田で面積が[ ]平方メートルです。こちらは、農地中間管理機構への借り替えのための解約になります。

次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出(相続)について、ご説明いたします。被相続人：[ ]氏は令和元年7月5日に死亡されており、相続人：[ ]氏から令和2年10月30日に相続登記が完了したと11月12日に届出がされました。

続きまして、申請事件の処理状況について資料に沿って読み上げさせていただきます。

< 申請事件の処理状況以下、資料読み上げ >

### 申請事件の処理状況

農地法関係

令和2年10月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	[ ]	[ ]	一般個人住宅用地	357 m <sup>2</sup>	R2.11.13 許可
	[ ]	[ ]	一般個人住宅用地	480 m <sup>2</sup>	R2.11.13 許可

## 提案事件の集計表

### 農地法関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第3条	経営規模拡大	2	1,576 m <sup>2</sup>	2,386 m <sup>2</sup>	3,962 m <sup>2</sup>

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第5条	駐車場用地	2	1,946 m <sup>2</sup>		1,946 m <sup>2</sup>
	一般個人住宅	1	461 m <sup>2</sup>		461 m <sup>2</sup>
	計	3	2,407 m <sup>2</sup>		2,407 m <sup>2</sup>

### 農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面		積
			田	畑	計
所有権移転		1	667 m <sup>2</sup>		667 m <sup>2</sup>
利用権設定		136	194,492 m <sup>2</sup>	140,756 m <sup>2</sup>	335,248 m <sup>2</sup>
	賃借権	127	171,449 m <sup>2</sup>	139,877 m <sup>2</sup>	311,326 m <sup>2</sup>
	使用貸借	9	23,043 m <sup>2</sup>	879 m <sup>2</sup>	23,922 m <sup>2</sup>
計		137	195,159 m <sup>2</sup>	140,756 m <sup>2</sup>	335,915 m <sup>2</sup>

### 意見書関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について		4	12,062 m <sup>2</sup>	3,249 m <sup>2</sup>	15,311 m <sup>2</sup>
時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について		1	29.61 m <sup>2</sup>		29.61 m <sup>2</sup>

議長

各種報告が終わりました。ここで皆様方から何か質問事項等あればお受けしたいと思いますが、ご意見ございませんか。ないようですので、付議事項に入ります。議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案第61号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、ご説明いたします。4ページをお開き下さい。

事件番号1番です。譲渡人は兵庫県宝塚市小林■■■■氏、譲受人は鷹島町原免■■番地■■■■氏です。対象農地は、鷹島町原免字■■■■番、地目:田、■■■■平方メートル、同所■■番、地目:畑、■■■■平方メートル、同所■■番、地目:畑、■■■■平方メートルの3筆で、申請事由は、経営規模拡大のための売買による所有権移転の許可申請です。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が30,521平方メートル、農従者は1名、譲受人の農業従事日数は年間150日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

事件番号2番です。譲渡人は今福町仏坂免■■番地■■■■氏、譲受人は御厨町田代免■■番地■■■■氏です。対象農地は、御厨町田代免字■■■■番、地目:畑、■■■■平方メートル、同所■■番、地目:田、■■■■平方メートルの2筆で、申請事由は、経営規模拡大のための売買による所有権移転の許可申請です。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が7,959平方メートル、農従者は2名、譲受人の農業従事日数は年間150日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上、ご審議をお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。質疑を受ける前に事件番号1の地元委員さんの意見をお聞きしたいと思います。北川推進委員をお願いします。

推進委員 推進委員18番の北川です。事務局から説明があったとおりで、■■■さんはすでに40年以上前から島外におられまして、この人の財産等についてはすべて■■■さんが管理しているということでございます。この中の一部につきましては本人の家の前にあるということでしたので、財産の中の3筆について売買を行うと聞いております。問題はないと思いますけれども、ご審議方よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは事件番号2についてもお願いいたします。

事務局 2番については岩木推進委員が担当委員になりますが、欠席されるということで事前に岩木推進委員に説明させて貰いました。そうしたところ、申請内容については問題ないでしょうということでお話をいただいておりますので、この場で報告させていただきます。

議長 それでは地元委員としては別に問題ないだろうということでございます。ここで皆様方の質疑を受けたいと思います。この案件について何かご意見等ございませんでしょうか。北川推進委員、■■■さんは他にも土地がありますか。



が提出されております。最後に、残高証明書によって資金計画を確認しておりますので、本事業が確実に行われるものと思われま

次に事件番号2です。現地の位置図、字図、配置図、立面図を議案の41ページと45ページから48ページに添付しております。譲受人は西海市大島町[ ]番地[ ]氏、譲渡人は志佐町白浜免[ ]番地[ ]氏です。申請地は、松浦市役所から西へ約[ ]キロメートルであり、所在地は志佐町白浜免字[ ]番[ ]、地目：田、[ ]平方メートルで、売買による所有権移転を行います。転用の目的は、駐車場用地です。理由は、譲受人は発電所内の保守業務を行っており、その際の作業員の駐車場を確保する必要があるためです。農地区分は、申請地が松浦鉄道の[ ]から300メートル以内にあるため第3種農地となります。土地利用計画については50センチメートル程度の切土と20センチメートル程度の盛土を行い利用します。排水は雨水排水のみで既存の側溝を介して河川へ放流します。最後に、残高証明により資金計画を確認しておりますので、本事業が確実に行われるものと思われま

次に事件番号3です。現地の位置図、字図、配置図、立面図を議案の41ページと49ページから52ページに添付しております。譲受人は福島町浅谷免[ ]番地[ ]氏、譲渡人は同番地[ ]氏です。申請地は、松浦市役所福島支所から北西へ[ ]メートルであり、所在地は福島町浅谷免字[ ]番、地目：田、[ ]平方メートルで、20年間の使用貸借の予定です。転用の目的は、一般個人住宅用地です。農地区分について、申請地は11月9日付けで農用地区域から除外された農地で、10ヘクタール未満の小規模団地内にあり、土地改良事業も行われていないため第2種農地と判断しております。土地利用計画については、申請地が2枚に分かれていて高低差がありますので1.7メートル程度の盛土を行い利用します。排水に関しては、雨水排水は既存側溝へ、汚水・雑排水も合併浄化槽を経て側溝へ放流します。なお、隣接農地所有者へ対して事業説明も完了しているとのことです。最後に、住宅ローン仮審査完了の通知書にて資金計画を確認しておりますので、本事業が確実に行われるものと思われま

以上、ご審議をお願いします。

議 長

議案の説明が終了しましたので、まず地元委員さんからの意見をお聞きしたいと思ひます。まず事件番号1について吉原委員お願いします。

10番

農業委員10番の吉原です。11月20日現地の立ち会いをいたしました。駐車場の用地ということですから、日照権等の問題もないし碎石敷きの路面にするということなので、ある程度の雨水は地面に吸収するかと考えます。それと土地家屋調査事務所の方の説明で排水をどこに流しますか、と尋ねたら市道側溝にということでしたが、確認しましたら市道側溝ではなくて



用水路でしたので、この用水路から■■■■さんの田んぼに流れるわけですから今までも作られていた時にその水も用水路を使って水が流れていたわけです。使用目的が変わってきますし、■■■■さんに説明して同意をとっていただくということを申し上げておりましたら、先ほど事務局からの説明がありましたとおりの同意の書面をとられていましたので別に問題はないかと思えます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。それでは事件番号2についてもお願いいたします。柿山委員お願いいたします。

3番 農業委員3番の柿山です。11月20日に現場の立ち会いを行いました。この件についても、同じく駐車場用地ということで雨水排水につきましては脇が悪太郎川でありますし隣接する農地もありませんので、何ら問題はないものと判断いたしました。よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは事件番号3についてもお願いいたします。田中康委員お願いいたします。

8番 農業委員8番の田中です。ここも11月20日に現地確認を行いまして、田の排水は全く農地とは関係ないところに排水するので隣接する農地には何の問題もありません。隣の■■■■さんが管理されている畑ですが、ある程度管理されていて作業もそこまで頻繁に入るようなところではないのでお互い問題はないかと思えます。よろしくご審議方お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは現地確認にいかれた委員さんからもお聞きしたいと思えます。

4番 農業委員4番の大久保です。先ほど事務局、そして担当委員さんの吉原委員、柿山委員が申されたとおりでございます。1番、2番まとめて申し上げますが、1番につきましても吉原委員さんの詳しい説明がありましたとおりで周辺の農家の同意も取れているということでこれも何ら問題はないものと確認をした次第です。現在、セイタカアワダチ草がたくさん生えておりましたので駐車場になることによって景観もきれいになるのではないかと思えます。2番目についても柿山委員さんから詳しく説明があったとおりで、ここも周囲の農地に影響与えるものはないし排水につきましても川もございまして、何ら問題はないものと思えます。以上です。

議 長 ありがとうございます。事件番号3についてもお願いいたします。



新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区分のご確認をお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。これは皆様方から掘り起こしとして出していたものでございます。自分の担当地区は間違いないかどうかをお目通しいただきたいと思っております。計画どおり決定することに異議ございませんか。

委員 はい。

議長 異議なしと認め、議案第63号は計画どおり決定することといたします。公告予定を令和2年11月27日とさせていただきます。

次に議案第64号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。こちらは、委員さん分になりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、関係委員は議事に参与できないことになっております。

(関係委員 退席)

事務局 21ページをご覧ください。議案第64号 農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和2年10月28日としております。こちらは委員さん関係分になります。先ほど差し込んでいただいた24-1ページ、24-2ページにあっせん事業による所有権移転分を、25ページに賃貸借の再設定分の各筆明細を添付しておりますので、ご確認をお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。ここで質疑を受けたいと思っております。この案件について何かご意見等ございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 ご意見もないようですので計画どおり決定することに異議ございませんか。

委員 はい。

議長 異議なしと認め、議案第63号は計画どおり決定することといたします。公告予定を令和2年11月27日とさせていただきます。

(関係委員 着席)

議 長 次に議案第65号 農用地利用配分計画(案)についてを議題とします。

事務局 28ページをご覧ください。議案第65号 農用地利用配分計画(案)についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。29ページから36ページにかけて、4件の配分計画書を添付しております。AtoBで公社が貸付ける分が1件、AtoAで公社が貸付ける分が3件でございます。AtoBの内訳ですが、公社が■■■■氏から借受けた分を■■■■氏に貸付けるもので、始期が令和3年1月10日、10年間の賃貸借契約になります。30ページに■■■■氏の経営状況を記載しております。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 議案の説明が終わりました。ここで質疑を受けたいと思います。何か配分計画についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議 長 それでは、ご意見もないようですので配分計画どおり問題ないという意見を付して提出することとしてよいでしょうか。

委 員 はい。

議 長 議案第65号は問題ないということで意見書を提出するものといたします。次に議案第66号 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてを議題とします。

事務局 議案第66号 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について説明いたします。議案40ページです。

事件番号1番です。登記義務者は、御厨町里免■■■■番地■■■■氏  
登記権利者は、御厨町里免■■■■番地■■■■氏です。農地の表示は、松浦市御厨町里免字■■■■番、田、■■■■平方メートル、同じく字■■■■番、田、■■■■平方メートルの2筆です。法務局受付年月日及び受付番号は、令和2年10月9日受付の第3351号で、登記の原因は平成10年8月9日の時効取得です。この件について、11月12日に松田推進委員と登記権利者の迎氏と共に現地調査を行いました。時効取得に至った経緯として、当該農地は迎氏の宅地と隣接した土地であり、23年ほど前に迎氏の宅地の崩壊を防ぐために石垣を作った際に■■■■氏に土地の利用を相談して承諾され、■■■■氏

が現在まで継続して使用していることによるものです。また、当該地は40年以上も耕作されていない農地です。このことにより、時効取得による所有権移転登記が完了したのですが、20年以上も所有の意思を持って平穩かつ公然に占有を継続してきたものですので、この時効取得は問題ないものと思われます。以上、ご審議をお願いします。

議 長 議案の説明が終了しましたので質疑を受けたいと思います。この時効取得を原因とする農地の所有権移転登記について何かご意見等ございませんか。

5番 農業委員5番の武部です。この時効取得は20年という定めがあるんですかね。もっと早くならないのでしょうか。

議 長 10年でもできます。ただお互いが認める必要があります。

5番 農業委員5番の武部です。面積も面積でこんなものが20年もほったらかしにされるのは。登記自体は令和2年に済んでいるので、いつも聞くたびに思うからですね。

議 長 一般の人はなかなか時効取得というのを知りません。例えば、司法書士とかに相談して処理されているのが一般的な流れです。

5番 農業委員5番の武部です。例えば、公衆用道路関係とか買収すれば登記をしますが、寄付行為等であれば登記まで至らないでそのままの状態が進んでいくわけです。そういうのが、後から問題となるわけですよ。時効取得が成立するわけでしょう。管理はちゃんと行政がしているわけですから、それはそうですが。そういう問題が出ればそういうことがある、と覚えとかないと。国道でも一緒です。昔のまま個人名義でずっと残っているものがあります。そんなのも時効取得があると名義人から申し出があっても突っぱねる格好に持っていけないと思います。

議 長 これは、農業者であれば農地が取得できるからいつでも売買ができますが、農業者じゃない人の取得というのは時効取得とか相続とかに限られた原因になりますのでなかなか難しい。公共工事で登記が漏れているのは結構あります。そういうところはすぐ公共工事でできるので分かった時点で次は速やかに市が登記しているようです。

5番 農業委員5番の武部です。一番簡単なのは、災害とかあったときに災害がまず優先します。登記が後でそういう処理は代が変わっていて処理で済むというふうになっている場合が多いわけです。

議 長 所有者がしっかりどういうふうになっているのかを確認をしないといけない。自分の土地の権利がどうなっているのか、なかなか通常は見えていない方が多いと思います。そういうのは農業委員会としてもいろんな形で登記はどうなっていますか、相続はすぐに相続してくださいということで済めば報告しなければいけないとなっていますので、農業委員としても相続が終わったら早めに農業委員会に報告してください、と指導していかないといけないと思っています。他にご意見ございませんか。

(意見なし)

議 長 ご意見もないようですので、時効取得を原因とする農地の権利移転については問題ないということで報告することに異議ございませんか。

委 員 はい。

議 長 それでは問題ないということで報告することといたします。以上をもちまして、付議事項はすべて終わりました。総括して皆様の方から何かご意見等はございませんか。

それでは次回の12月総会は12月25日の13時30分から市民ホールでおこないます。以上をもちまして11月の定例総会を閉会させていただきます。お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉 15 時 20 分